

電子納品等運用ガイドライン【業務編】企業局所管事業

○本ガイドラインは企業局所管事業については次により読み替える。

【共通編】

1. 電子納品等運用ガイドライン【業務編】について

1.6.問い合わせ

(1) 電子納品担当主管課

企業局所管事業

企業局水道課技術企画グループ

Tel082-513-4338

E-Mail kisuidou@pref.hiroshima.lg.jp

1.7.本ガイドラインに係る基準類の関係

※ 企業局所管事業（水道関係事業）については。以下「CAD 製図基準（案）」を「上水道施設に係わる CAD 製図基準（案）」、「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（案）」を「上水道施設に係わる CAD 製図基準（案）運用ガイドライン」と読み替える。

○「上水道施設に係わる CAD 製図基準（案）」について

1. 広島県企業局発注工事における「上水道施設に係わる CAD 製図基準（案）」1-2 対象工種の工種番号は以下のとおりとする

工種番号	工 種	概 要
201	水道管路	水道管路 配管又は管路
202	土木	浄水場・配水池・ポンプ所 等（土木）
203	建築	浄水場・配水池・ポンプ所 等（建築）
204	建築機械	浄水場・配水池・ポンプ所 等（建築機械）
205	建築電気	浄水場・配水池・ポンプ所 等（建築電気）
206	機械	浄水場・配水池・ポンプ所 等（機械）
207	電気	浄水場・配水池・ポンプ所 等（電気）